

福指第 358 号
令和 7 年 1 月 30 日

各介護サービス事業所 管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者の経営情報の報告について（依頼）

日ごろより、本県の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護保険法（以下「法」という。）に基づく介護サービス事業者の経営情報の報告については、厚生労働省から、令和 6 年 8 月 2 日付けで「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（以下「厚労省通知」という。）が発出されております。

令和 6 年度から、原則として全ての介護サービス事業者は、経営情報等を都道府県に報告することが義務化されました。（経過措置期間なし）

つきましては、事業者の皆様におかれましては、下記のとおり経営情報を御報告ください。

なお、本報告は「介護サービス情報公表制度」とは異なります。このため、既に情報公表システムの登録をいただいている場合も、御報告をお願いします。

記

1 報告の対象となる介護サービス事業者

法第 115 条の 44 の 2 第 2 項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものですが、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告は不要です。

- ① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（介護報酬）が 100 万円以下である者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

2 報告の単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしますが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

3 報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

別紙に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について、報告の対象となります。

※ 居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外です。

4 介護サービス事業者が報告する方法

報告は、厚生労働省において運営する「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」への入力により行うものとします。

システムURL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

報告の概要・入力前に用意するもの・システム操作マニュアル等については、以下のURLページをご覧ください。

- ・報告の概要・データベースシステム操作方法説明（動画）
<https://www.youtube.com/watch?v=8yYa2tckrGw>
- ・報告の概要・データベースシステム操作マニュアル（概要版：動画内のスライド）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001342046.pdf>
- ・報告の概要・データベースシステム操作マニュアル（介護事業所向け）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001341115.pdf>
- ・介護経営DBかんたん操作ガイド（ファイル登録版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001340931.pdf>
- ・介護経営DBかんたん操作ガイド（画面入力版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001340930.pdf>

また、報告に当たってはGビズID（GビズIDプライム）のアカウント取得が必要となります。GビズIDを取得したことのない事業者につきましては、早めのアカウントの取得をお願いいたします。原則2週間以内でアカウントが取得できます。なお、オンライン申請の場合、法人種別によってオンライン申請が受け付けられない場合がございますので、御注意ください。

※ GビズIDエントリーはご利用いただけません。

GビズIDについては、以下のURLのページをご参照ください。

- ・介護サービス事業者経営情報データベースシステムGビズID等取得の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001341936.pdf>
- ・GビズIDの取得について
<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・オンライン申請可能な法人種類一覧
https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/corporate_type.pdf

5 報告期限

令和7年3月31日（月）

（ただし、令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了した報告に

限ります。)

※令和7年1月1日以降に会計年度が終了する報告は、毎会計年度終了後3月以内に報告をお願いします。

<例>

| 会計年度 | 報告期限 |
|----------------|-----------|
| 令和5年4月～令和6年3月 | 令和7年3月31日 |
| 令和6年1月～令和6年12月 | 令和7年3月31日 |
| 令和6年2月～令和7年1月 | 令和7年4月30日 |

※以降、原則どおり毎会計年度終了後3月以内

なお、法令等により定められている会計監査に時間を要することにより、3か月以内の報告ができない場合については、監査終了後早急に提出することで差し支えありません。

6 お問い合わせ

<G ビズ ID に関する事>

G ビズ ID ヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問い合わせ可能です。(下記URL参照)

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

<介護サービス事業者経営情報データベースシステムの操作に関する事>

・ helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

お問い合わせに際しては以下の内容を記載下さい。

【メール件名】

先頭に「[介護経営DB]」を付与し、上記問い合わせ支援コンテンツ1ページに記載の「お問合せの種類」をメールタイトルに記載ください。

(例: [介護経営DB]本システムのエラーに関するご質問)

【メール本文】

以下の項目について記載ください。

①法人名 ②照会者のお名前 ③照会者のお名前(カナ) ④メールアドレス
⑤電話番号 ⑥お問い合わせの画面名 ⑦操作マニュアルのページ番号 ⑧お問い合わせ内容

<本制度に関する事>

御質問については、質問フォームにお問い合わせいただく前に以下URLを確認くださいますよう、御協力をお願いいたします。

・ 問い合わせ支援コンテンツ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001374493.pdf>

御確認の上、不明点等ございましたら、以下の質問フォームからお願いいたします。

<https://forms.gle/kEHCZw1DFuwdKx3K8>

7 その他

報告に当たっては、厚労省通知のほか、Q&A等の事務連絡の内容を御確認の上、実施いただきますようお願いいたします。

- ・厚生労働書HP「介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>
- ・介護保険法第115条の44の2の規程に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について（通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283884.pdf>
- ・「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について（事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001291731.pdf>
- ・「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（vol.2）」の発出について（事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001325633.pdf>
- ・「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（vol.3）」の発出について（事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001364860.pdf>
- ・介護保険事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル等の発出について（事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001341938.pdf>
- ・介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始について（事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001357074.pdf>

担 当 介護指導第1班、介護指導第2班

別紙

報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

以下に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について報告を行うこととする。

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問看護 (※)
- ④ 訪問リハビリテーション (※)
- ⑤ 通所介護、通所リハビリテーション (※)
- ⑥ 短期入所生活介護
- ⑦ 短期入所療養介護 (則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。) (※)
- ⑧ 特定施設入居者生活介護 (養護老人ホームに係るものを除く。)
- ⑨ 福祉用具貸与
- ⑩ 特定福祉用具販売
- ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑫ 夜間対応型訪問介護
- ⑬ 地域密着型通所介護
- ⑭ 認知症対応型通所介護
- ⑮ 小規模多機能型居宅介護
- ⑯ 認知症対応型共同生活介護
- ⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホームに係るものを除く。)
- ⑱ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑲ 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
- ⑳ 居宅介護支援
- ㉑ 介護福祉施設サービス
- ㉒ 介護保健施設サービス
- ㉓ 介護医療院サービス
- ㉔ 介護予防訪問入浴介護
- ㉕ 介護予防訪問看護 (※)
- ㉖ 介護予防訪問リハビリテーション (※)
- ㉗ 介護予防通所リハビリテーション (※)
- ㉘ 介護予防短期入所生活介護
- ㉙ 介護予防短期入所療養介護 (則第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。) (※)
- ㉚ 介護予防特定施設入居者生活介護 (養護老人ホームに係るものを除く。)
- ㉛ 介護予防福祉用具貸与
- ㉜ 特定介護予防福祉用具販売
- ㉝ 介護予防認知症対応型通所介護
- ㉞ 介護予防小規模多機能型居宅介護

③⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(※) いわゆる「みなし指定」の保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院の行う居宅サービス及び介護予防サービスについては、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない場合は、報告の対象外です。